

年度	所属名	見積日	工事(委託)名	工事(委託)概要	見積業者数	契約締結日	契約業者名	契約業者の所在	予定価格(税込)	契約金額(税込)	随意契約によることとした理由	審査会の有無	備考
7	西部水道浄化槽事務所	R7.5.21	岩下恵一郎浄化槽設置工事	7人槽標準	1	R7.5.21	(有)丸博士木	松阪市飯南町弼見2526-2	1,375,000	1,309,000	個人敷地への埋設工事であり、完成後は大部分が不可視となるが、これに対し、個人負担の接続工事が行われる。工事の性質上、瑕疵、不具合等の責任の所在が不明確となること、また、現地での作業工程や構造物の位置・高さ等、綿密な調整が必要となることから、個人側の工事との一貫した施工とするため、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第6号により随意契約とした。	無	
7	西部水道浄化槽事務所	R7.5.21	中村真規郎浄化槽設置工事	5人槽耐圧・放流ポンプ	1	R7.5.21	上山住建	松阪市飯南町弼見4445	1,936,000	1,826,000	個人敷地への埋設工事であり、完成後は大部分が不可視となるが、これに対し、個人負担の接続工事が行われる。工事の性質上、瑕疵、不具合等の責任の所在が不明確となること、また、現地での作業工程や構造物の位置・高さ等、綿密な調整が必要となることから、個人側の工事との一貫した施工とするため、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第6号により随意契約とした。	無	
7	西部水道浄化槽事務所	R7.6.11	柳瀬幸美郎浄化槽設置工事	7人槽標準・放流ポンプ	1	R7.6.11	(株)中村環境	松阪市飯高町宮前1750	1,859,000	1,782,000	個人敷地への埋設工事であり、完成後は大部分が不可視となるが、これに対し、個人負担の接続工事が行われる。工事の性質上、瑕疵、不具合等の責任の所在が不明確となること、また、現地での作業工程や構造物の位置・高さ等、綿密な調整が必要となることから、個人側の工事との一貫した施工とするため、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第6号により随意契約とした。	無	
7	西部水道浄化槽事務所	R7.8.1	森本雅和郎浄化槽設置工事	7人槽耐圧	1	R7.8.1	(株)中村環境	松阪市飯高町宮前1750	1,661,000	1,562,000	個人敷地への埋設工事であり、完成後は大部分が不可視となるが、これに対し、個人負担の接続工事が行われる。工事の性質上、瑕疵、不具合等の責任の所在が不明確となること、また、現地での作業工程や構造物の位置・高さ等、綿密な調整が必要となることから、個人側の工事との一貫した施工とするため、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第6号により随意契約とした。	無	
7	西部水道浄化槽事務所	R7.9.11	磯田順子郎浄化槽設置工事	7人槽標準	1	R7.9.11	(株)杉本組	松阪市飯南町深野3353	1,375,000	1,309,000	個人敷地への埋設工事であり、完成後は大部分が不可視となるが、これに対し、個人負担の接続工事が行われる。工事の性質上、瑕疵、不具合等の責任の所在が不明確となること、また、現地での作業工程や構造物の位置・高さ等、綿密な調整が必要となることから、個人側の工事との一貫した施工とするため、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第6号により随意契約とした。	無	
7	西部水道浄化槽事務所	R7.11.4	京野真郎浄化槽設置工事	7人槽耐圧	1	R7.11.4	上山住建	松阪市飯南町弼見4445	1,650,000	1,551,000	個人敷地への埋設工事であり、完成後は大部分が不可視となるが、これに対し、個人負担の接続工事が行われる。工事の性質上、瑕疵、不具合等の責任の所在が不明確となること、また、現地での作業工程や構造物の位置・高さ等、綿密な調整が必要となることから、個人側の工事との一貫した施工とするため、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第6号により随意契約とした。	無	
7	西部水道浄化槽事務所	R7.11.4	青木大治郎浄化槽設置工事	7人槽耐圧	1	R7.11.4	(株)杉本組	松阪市飯南町深野3353	1,650,000	1,551,000	個人敷地への埋設工事であり、完成後は大部分が不可視となるが、これに対し、個人負担の接続工事が行われる。工事の性質上、瑕疵、不具合等の責任の所在が不明確となること、また、現地での作業工程や構造物の位置・高さ等、綿密な調整が必要となることから、個人側の工事との一貫した施工とするため、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第6号により随意契約とした。	無	
7	西部水道浄化槽事務所	R7.11.14	株式会社シュクラン浄化槽設置工事	10人槽標準	1	R7.11.14	(有)丸博士木	松阪市飯南町弼見2526-2	1,859,000	1,782,000	個人敷地への埋設工事であり、完成後は大部分が不可視となるが、これに対し、個人負担の接続工事が行われる。工事の性質上、瑕疵、不具合等の責任の所在が不明確となること、また、現地での作業工程や構造物の位置・高さ等、綿密な調整が必要となることから、個人側の工事との一貫した施工とするため、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第6号により随意契約とした。	無	
7	西部水道浄化槽事務所	R7.12.23	大上清治郎浄化槽設置工事	7人槽標準	1	R7.12.23	新谷建設(株)	松阪市飯南町弼見2150	1,375,000	1,320,000	個人敷地への埋設工事であり、完成後は大部分が不可視となるが、これに対し、個人負担の接続工事が行われる。工事の性質上、瑕疵、不具合等の責任の所在が不明確となること、また、現地での作業工程や構造物の位置・高さ等、綿密な調整が必要となることから、個人側の工事との一貫した施工とするため、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第6号により随意契約とした。	無	

年度	所属名	見積日	工事(委託)名	工事(委託)概要	見積業者数	契約締結日	契約業者名	契約業者の所在	予定価格(税込)	契約金額(税込)	随意契約によることとした理由	審査会の有無	備考
7	西部水道浄化槽事務所	R7.12.23	種井莞太郎浄化槽設置工事	7人槽標準	1	R7.12.23	(株)中村環境	松阪市飯高町宮前1750	1,375,000	1,320,000	個人敷地への埋設工事であり、完成後は大部分が不可視となるが、これに対し、個人負担の接続工事が行われる。工事の性質上、瑕疵、不具合等の責任の所在が不明確となること、また、現地での作業工程や構造物の位置・高さ等、綿密な調整が必要となることから、個人側の工事との一貫した施工とするため、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第6号により随意契約とした。	無	